

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年4月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500817号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600002号

## 第1 結論

平成元年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月

私は、勤めていた会社を退職する際に、経理担当者から、平成元年3月は厚生年金保険の被保険者期間にならない旨を伝えられ、翌月に入社した会社の経理担当者からも、平成元年3月は厚生年金保険の被保険者期間にならないから国民年金保険料を納付するようと言われたことを記憶している。

私はフルタイム勤務で時間的余裕がなかったことから、母親に国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付を依頼した。「今日払ってきたからね。」と母親から言われた記憶もある。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録により、請求者の請求期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の処理は平成4年5月20日に行われたことが確認できることから、請求期間は、同日前までは国民年金に未加入であること、また、当該入力処理が行われた時点で既に時効が成立していることから、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、A市は国民年金保険料の納付に係る資料を保管していない旨回答している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索(請求者の申出に基づく氏名の漢字表記及び読み方を含む。)による調査を行ったものの、請求者に対して別の番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500711号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600002号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月1日から昭和59年3月1日まで

私は、A社において助手として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間に係るB国民健康保険組合の納付告知書が見つかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたB国民健康保険組合が請求者に対して発行した昭和58年度国民健康保険料納付告知書及びC保健所の回答から、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、C保健所の回答によると、A社は令和2年12月10日付けで閉業しており、オンライン記録によると、事業主の連絡先は不明である上、請求者も同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。